

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第90号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

(鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和30年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
	(普通恩給権を有する者の在職期間を通算する場合の退職年金の請求) 第3条の2 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年7月鳥取県条例第29号。以下「条例第29号」という。)第4条の規定の適用を受ける者のうち、同条に規定する普通恩給権を有する公務員であった者で職員となったものが、退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書(別記第1号様式)に第2条第1項各号及び第3項各号に掲げる書類のほか、前に受けた普通恩給証書及びその写一部を添付しなければならない。
	2 知事は、前項の恩給証書及びその写を受理したときは、これを照合した後、その恩給証書を請求者に返還しなければならない。
(除算された実在職年の算入に伴う措置等による退職年金の請求) 第3条の2 条例第25条ノ4第3項又は条例第25条ノ7第3項の規定により退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書(別記第1号様式)	(除算された実在職年の算入に伴う措置等による退職年金の請求) 第3条の3 恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との

に、第2条第1項各号に掲げる書類のほか、請求者が退職後条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかったことを明らかにすることができる申立書（別記第19号様式の2）を添付しなければならない。ただし、第2条第1項第2号の戸籍抄本は、その退職年金を受ける権利を取得した時以後請求までの間において作成されたものでなければならない。

第3条の3 一時恩給又は退職一時金を受ける権利

（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。）附則第41条若しくは条例第25条ノ4に規定する旧日本医療団の職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくもの又は法律第155号附則第42条若しくは条例第25条ノ7に規定する外国政府職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくものを除く。）を取得した者が、条例第25条ノ4又は条例第25条ノ7の規定による退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書（別記第1号様式）に、第2条第1項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

（1）及び（2） 略

（刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失った者の退職年金等を受ける権利の取得の請求）

第4条の2 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例（昭和37年鳥取県条例第45号。以下「条例第45号」という。）附則第2

通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和34年10月鳥取県条例第30号。以下「条例第30号」という。）

附則第12条、条例第25条ノ4第3項、条例第25条ノ5第2項又は恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和36年12月鳥取県条例第31号。以下「条例第31号」という。） 附則第2条の規定により退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書（別記第1号様式）に、第2条第1項各号に掲げる書類のほか、請求者が退職後条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかったことを明らかにすることができる申立書（別記第19号様式の2）を添付しなければならない。ただし、第2条第1項第2号の戸籍抄本は、その退職年金を受ける権利を取得した時以後請求までの間において作成されたものでなければならない。

第3条の4 昭和28年8月1日以後に一時恩給若しくは退職一時金を受ける権利を取得した者が、

条例第30号附則第12条の規定による退職年金を請求しようとする場合又は一時恩給若しくは退職一時金を受ける権利（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。）附則第41条、条例第25条ノ4若しくは条例第31号附則第2条に規定する旧日本医療団の職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくもの若しくは法律第155号附則第42条、条例第25条ノ5若しくは条例第31号附則第2条に規定する外国政府職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくものを除く。）を取得した者が、条例第25条ノ4、条例第25条ノ5若しくは条例第31号附則第2条の規定による退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書（別記第1号様式）に、第2条第1項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

（1）及び（2） 略

（刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失った者の退職年金等を受ける権利の取得の請求）

第4条の2 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例（昭和37年10月鳥取県条例第45号。以下「条例第45号」という。）附則

項の規定による退職年金、通算退職年金又は公務傷病年金を請求しようとする場合においては、第2条から前条までの規定によるほか、その恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。ただし、第3条の2本文の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)及び(2) 略

2 条例第45号附則第3項の規定による退職年金、通算退職年金又は公務傷病年金を請求しようとする場合においては、第2条から前条までの規定によるほか、その恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。ただし、第3条の2本文の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)及び(2) 略

(一時恩給受給者の控除額相当額納付の選択の申出)

第8条の3 条例第25条ノ19の規定により一時恩給の納付しようとする者は、同条に規定する納付の期間内に、一時恩給受給者の控除額相当額納付申出書(別記第7号様式の3)を退職当時の任命権者を経て知事に提出しなければならない。

(退職年金権者死亡の場合における遺族年金の請求)

第11条 条例第24条ノ6の規定(恩給法第73条第1項第2号の規定準用)により、第一次に遺族年金を請求することができる者が遺族年金を請求する場合には、遺族年金請求書(別記第8号様式)に次の書類を添付しなければならない。

(1) 県吏員等が既に退職年金の裁定を経たときは、その恩給証書並びに前条第1項第2号及び第3号に掲げる書類

(2) 県吏員等が退職年金の裁定を経していないとき

第2項の規定による退職年金、通算退職年金又は公務傷病年金を請求しようとする場合においては、前7条の規定によるのほか、その恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。ただし、第3条の3本文の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)及び(2) 略

2 条例第45号附則第3項の規定による退職年金、通算退職年金又は公務傷病年金を請求しようとする場合においては、前7条の規定によるのほか、その恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。ただし、第3条の3本文の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)及び(2) 略

(一時恩給受給者の控除額相当額納付の選択の申出)

第8条の3 条例第25条ノ8の規定により一時恩給の納付しようとする者は、同条に規定する納付の期間内に、一時恩給受給者の控除額相当額納付申出書(別記第7号様式の3)を退職当時の任命権者を経て知事に提出しなければならない。

(普通恩給権を有する公務員の在職期間を通算する場合の遺族年金の請求)

第10条の2 前条第1項の場合において、請求者が条例第29号第4条に規定する普通恩給権を有する公務員であった者で職員となったものの遺族であるときは、前条に掲げる書類のほか、条例第29号第4条に規定する普通恩給権に基づき裁定された扶助料証書及びその写一部を添付しなければならない。

2 第3条の2第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において第3条の2第2項中「恩給証書」とあるのは、「扶助料証書」と読み替えるものとする。

(退職年金権者死亡の場合における遺族年金の請求)

第11条 条例第24条ノ6の規定(恩給法第73条第1項第2号の規定準用)により、第一次に遺族年金を請求することができる者が遺族年金を請求する場合には、遺族年金請求書(別記第8号様式)に次の書類を添付しなければならない。

(1) 県吏員等が既に退職年金の裁定を経たときは、その恩給証書並びに第10条第1項第2号及び第3号に掲げる書類

(2) 県吏員等が退職年金の裁定を経していないとき

は、前条第1項各号に掲げる書類  
2 前条第2項の規定は前項第1号の場合に、同条第2項及び第3項の規定は前項第2号の場合にこれを準用する。

(公務死亡による遺族年金の請求)

第12条 前2条の場合において、県吏員等の死亡が公務による傷病に起因するときは、前条の規定によるほか、遺族年金請求書(別記第8号様式)に次の書類を添付しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(除算された実在職年の算入に伴う措置等による遺族年金の請求)

第13条の2 条例第25条ノ4第3項又は条例第25条ノ7第3項の規定により遺族年金を請求しようとする場合においては、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に第10条から前条までに掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

第13条の3 一時恩給、退職一時金、一時扶助料又は遺族一時金を受ける権利(一時恩給又は退職一時金については、法律第155号附則第41条若しくは条例第25条ノ4に規定する旧日本医療団の職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくもの又は法律第155号附則第42条若しくは条例第25条ノ7に規定する外国政府職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくものを除く。)を取得した者が、条例第25条ノ4又は条例第25条ノ7の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に、第10条から前条までに掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

は、第10条第1項各号に掲げる書類  
2 第10条第2項及び前条第1項の規定は前項第1号の場合に、第10条第2項、第3項及び前条第1項の規定は前項第2号の場合にこれを準用する。

(公務死亡による遺族年金の請求)

第12条 前3条の場合において、県吏員等の死亡が公務に因る傷病に起因するときは、前2条の規定によるほか、遺族年金請求書(別記第8号様式)に次の書類を添付しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(除算された実在職年の算入に伴う措置等による遺族年金の請求)

第13条の2 条例第30号附則第12条、条例第25条ノ4第3項、条例第25条ノ5第2項又は条例第31号附則第2条の規定により遺族年金を請求しようとする場合においては、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に第10条から前条までに掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

第13条の3 昭和28年8月1日以後一時恩給(恩給法第10条ノ2第1項の規定により請求することができる場合に限るものとし、以下この条において同じ。)、一時扶助料(恩給法第10条ノ2第1項の規定により請求することができる場合を含むものとし、以下この条において同じ。)、退職一時金(条例第9条第1項の規定により請求することができる場合に限るものとし、以下この条において同じ。)若しくは遺族一時金(条例第9条第1項の規定により請求することができる場合を含むものとし、以下この条において同じ。)を受ける権利を取得した者が、条例第30号附則第12条の規定による遺族年金を請求しようとする場合又は一時恩給、退職一時金、一時扶助料若しくは遺族一時金を受ける権利(一時恩給若しくは退職一時金については、法律第155号附則第41条、条例第25条ノ4若しくは条例第31号附則第2条に規定する旧日本医療団の職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくもの又は法律第155号附則第42条、条例第25条ノ5若しくは条例第31号附則第2条に規定する外国政府職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくものを除く。)を取得した者が、条例第25条ノ4、条

(1)及び(2) 略

(刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失った者の遺族年金を受ける権利の取得の請求)

第14条の2 条例第45号附則第2項の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、第9条から前条までの規定によるほか、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に次の書類を添付しなければならない。ただし、第13条の2の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)～(3) 略

2 条例第45号附則第3項の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、第9条から前条までの規定によるほか、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に次の書類を添付しなければならない。ただし、第13条の2の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)～(3) 略

(遺族一時金の請求)

第23条 遺族一時金を受けようとする者は、遺族一時金請求書(別記第14号様式又は別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、次条第1項第2号又は第25条の規定により遺族一時金請求書(別記第14号様式又は別記第15号様式)に県吏員等の在職中の履歴書を添付しなければならないときは、任命権者を經由しなければならない。

(除算された実在職年の算入に伴う措置等による恩給の請求書の添付書類)

第28条の2 条例第25条ノ4第3項、条例第25条ノ7第3項又は条例第45号附則第2項若しくは第3項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者は、その退職年金又は遺族年金を請求の際、県吏員等退職の時ににおいて、退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、条例以外の法令によりその権利が消滅すべきであったものでないことを明らかにすることができる申立書(別記第19号様式の5又は別記第19号様式の6)

例第25条ノ5若しくは条例第31号附則第2条の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に、第10条から前条までに掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

(刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失った者の遺族年金を受ける権利の取得の請求)

第14条の2 条例第45号附則第2項の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、前9条の規定によるのほか、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に次の書類を添付しなければならない。ただし、第13条の2の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)～(3) 略

2 条例第45号附則第3項の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、前9条の規定によるのほか、遺族年金請求書(別記第8号様式又は別記第9号様式)に次の書類を添付しなければならない。ただし、第13条の2の申立書は、これを添付することを要しない。

(1)～(3) 略

(遺族一時金の請求)

第23条 遺族一時金を受けようとする者は、遺族一時金請求書(別記第14号様式又は別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。但し、第24条第1項第2号又は第25条の規定により遺族一時金請求書(別記第14号様式又は別記第15号様式)に県吏員等の在職中の履歴書を添付しなければならないときは、任命権者を經由しなければならない。

(除算された実在職年の算入に伴う措置等による恩給の請求書の添付書類)

第28条の2 条例第30号附則第12条、条例第25条ノ4第3項、条例第25条ノ5第2項、条例第31号附則第2条又は条例第45号附則第2項若しくは第3項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者は、その退職年金又は遺族年金を請求の際、県吏員等退職の時ににおいて、退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、条例以外の法令によりその権利が消滅すべきであったものでないことを明らかにすることができる申立書(別記第19号様式

<p>(任命権者の手続)</p> <p>第31条 任命権者において、恩給請求書類を受けたときは、これを調査し、不備の点がないことを認めるときは、恩給の金額計算書（別記第27号から第31号様式の2まで）を作り、履歴書、証明書、その他の添付書類につき任命権者において証明しなければならないものは証明し、すみやかに、これを知事に送付しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別記第1号様式（第1条、第3条—第3条の3関係）略</p> <p>第16号様式（第2条—第4条、第8条の5、第25条関係）略</p> <p>第17号様式（第2条、第4条、第12条関係）略</p> <p>第18号様式（第2条、第4条、第12条関係）略</p> <p>第19号様式（第2条、第4条、第12条関係）略</p> <p>第19号様式の2（第3条の2、第4条の2関係）略</p> <p>第19号様式の3の3（第14条の2関係）略</p> <p>第19号様式の10（第14条の2関係）略</p> <p>第22号様式（第10条、第11条、第13条—第14条、第18条、第19条、第21条—第22条の2、第24条—第25条の2、第28条関係）略</p> <p>第23号様式（第10条、第11条、第13条—第13条の3、第18条、第21条、第22条の2、第24条—第25条の2、第27条、第28条関係）略</p> <p>第26号様式の2（第3条の3関係）略</p> <p>第26号様式の6（第3条の3関係）略</p>	<p>の5又は別記第19号様式の6)</p> <p>(任命権者の手続)</p> <p>第31条 任命権者において、恩給請求書類を受けたときは、これを調査し、不備の点がないことを認めるときは、恩給の金額計算書（別記第27号から第31号様式まで）を作り、履歴書、証明書、その他の添付書類につき任命権者において証明しなければならないものは証明し、すみやかに、これを知事に送付しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別記第1号様式（第1条、第3条—第3条の4関係）略</p> <p>第16号様式（第2条—第4条、第8条の5—第10条、第23条—第25条の2関係）略</p> <p>第17号様式（第2条、第3条の2、第4条、第12条関係）略</p> <p>第18号様式（第2条、第3条の2、第4条、第12条関係）略</p> <p>第19号様式（第2条、第3条の2、第4条、第12条関係）略</p> <p>第19号様式の2（第3条の3、第4条の2関係）略</p> <p>第19号様式の3の3（第4条の2関係）略</p> <p>第19号様式の10（第14条関係）略</p> <p>第22号様式（第10条、第11条、第13条、第14条、第18条、第19条、第21条—第22条の2、第24条—第25条の2、第28条関係）略</p> <p>第23号様式（第10条、第11条、第13条、第18条、第21条、第22条の2、第24条—第25条の2、第27条、第28条関係）略</p> <p>第26号様式の2（第3条の4関係）略</p> <p>第26号様式の6（第3条の4関係）略</p>
---	--

第30号様式（第31条関係）

遺族年金金額計算書			
略			
遺族扶助料額	略	略	
	<u>条例第二十四条ノ六</u> の規定により準用する恩給法第七十五条第一項の事項	退職年金の十分の五	円 銭
	<u>条例第二十四条ノ六</u> の規定により準用する恩給法第七十五条第二項の事項	右の割	円
料額	<u>条例第二十四条ノ六</u> の規定により準用する恩給法第七十五条第二項の事項	加給額	円
	略	加給員数	人
略			

備考 略

第30号様式（第31条関係）

遺族年金金額計算書			
略			
遺族扶助料額	略	略	
	<u>恩給条例第二十五条</u> の規定により準用する恩給法第七十五条第一項の事項	退職年金の十分の五	円 銭
	<u>恩給条例第二十五条</u> の規定により準用する恩給法第七十五条第二項の事項	右の割	円
料額	<u>恩給条例第二十五条</u> の規定により準用する恩給法第七十五条第二項の事項	加給額	円
	略	加給員数	人
略			

備考 略

第31号様式（第31条関係）

遺族一時金金額計算書			
略			
略	略	退職（死亡）年月日	略
		退職事由又は死因	
	<u>条例第二十四条ノ六</u>	在職年数	年
		退職	円

第31号様式（第31条関係）

遺族一時金金額計算書			
略			
略	略	退職（死亡）年月日	略
		退職事由又は死因	
	<u>恩給条例第二十五条</u>	在職年数	年
		退職	円

規定により <u>準用する</u> 恩 給法第八十 一条の規定 による死亡 給与金	(死 亡) 当 時 の 給 料 年 額		規定により 恩給法第八 十一条の規 定の <u>準用</u> に よる死亡給 与金	(死 亡) 当 時 の 給 料 年 額	
	恩給 証書 記号 番号			恩給 証書 記号 番号	円
	退職 年金 金額	円		退職 年金 金額	円
	遺族 一時 金 金額	円		遺族 一時 金 金額	円
条例第二十 四条ノ六の 規定により <u>準用する</u> 恩 給法第八十 一条の規定 による死亡 給与金	死 亡 年 月 日	年 月 日	恩給条例第 二十五条の 規定により 恩給法第八 十一条の規 定の <u>準用</u> に よる死亡給 与金	死 亡 年 月 日	年 月 日
	死 因			死 因	
	在 職 年 数	年		在 職 年 数	年
	退職 (死 亡) 当 時 の 給 料 月 額	円		退職 (死 亡) 当 時 の 給 料 月 額	円
	遺 族 一 時 金 金 額	円		遺 族 一 時 金 金 額	円
備考 略			備考 略		

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の廃止)

第2条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和32年鳥取県規則第36号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。